

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する 実証研究事業の基本的事項について（運用指針）

令和2年7月7日

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業委託要項に基づき、事業実施に当たり受託者が留意する基本的事項について、本運用指針において定める。

I 総論

本事業は、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について、実証的な研究を実施するものである。

上記の趣旨を鑑み、限られた経費で最大の効果が得られるよう、経費の適切な執行に努めること。

II 都道府県が実施する委託業務

(1) 修学等のための支援

① 修学支援のためのアドバイスの実施（修学支援アドバイザーの配置）

専門学校生に対して財政的生活設計に関する助言を実施する上では、都道府県に非常勤職員や嘱託職員を雇用、又は必要な支援業務ごとに専門的な知識を持つ外部専門家を活用するなど、外部人材の活用も図ることにより、効果的な支援を実施するよう努めること。

② 経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援の実施

生徒に対して経済的支援を実施するため、国が定める要件は以下の通りとする。

【生徒の要件】

〔経済的要件〕

勉学に対する意欲がある生徒のうち、以下のいずれかの要件に該当する者。

ア 生活保護世帯の生徒

イ 個人住民税所得割非課税世帯の生徒

ウ 所得税非課税世帯の生徒

エ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

〔その他の要件〕

ア 経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。

イ 委託者が実施する調査に協力する意思があること。

〔上記の要件を満たしていても対象とならない者〕

上記の要件に該当したとしても、専門学校が授業料を全額免除することにより専門学校に対して支払う授業料が存在しない者、及び国の「被災児童生徒就学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により都道府県から支援を受けている者、並びに外国人留学生は対象にならない。

【生徒が在籍する専門学校（協力校）の要件】

- ア 私立専修学校専門課程(専門学校)であること ※ただし、営利を目的とした法人が設置した専門学校を除く
- イ 職業人材の育成を目的としていること
- ウ 経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料減免の規程を整備し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を決定していること（当該規程に基づき協力者が授業料減免を受けている必要がある）
- エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概要及び支援総額を、原則として当該専門学校の web ページにより公表していること（いずれも、事業実施年度を含めた過去5年分。事業実施年度の支援総額については予算額で可。）
 - ※経済的支援を本実証事業実施年度から新たに実施する場合や、実施している期間が5年に満たないなどの場合には、経済的支援の概要及び支援総額については、実施期間分の情報を公表すること。
- オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校の web ページにより公表していること
- ⑥ 学校評価（自己評価）を実施し、その結果を、原則として当該専門学校の web ページにより公表していること（自己評価については、生徒が支援を受けようとする年度の前年度中に実施され公表している必要がある）

【経済的支援を実施するに当たって特に留意する点】

本委託事業において実施する経済的支援については、生徒個人に対するものであり、専門学校に対する支援ではない。

このため、本事業における支援金を生徒が受給することを理由として、専門学校が前年度に実施していた授業料減免の減免額を減少させ、本事業における支援金を専門学校の授業料減免減少分に充てることで、支援金の受給対象となる生徒が負担する授業料の減額分が結果的に前年度と変わらないなど、支援金の実質的に専門学校の運営費に充てられていると判断されるような事態が生じることがないように、受託者においては、専門学校に対して十分注意を促すこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学支援

- ① 修学支援のためのアドバイスの実施（修学支援アドバイザーの配置）

専門学校生、高等専修学校生又はその保護者に対して財政的生活設計に関する助言を実施する場合は、都道府県に非常勤職員や嘱託職員を雇用、又は必要な支援業務ごとに専門的な知識を持つ外部専門家を活用するなど、外部人材の活用も図ることにより、効果的な支援を実施するよう努めること。

② 経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援の実施

生徒に対して経済的支援を実施するため、国が定める要件は以下の通りとする。

【生徒の要件】

〔経済的要件〕

勉学に対する意欲がある生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒

〔その他の要件〕

- ア 経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校または高等専修学校（以下、専門学校等）から授業料減免を受けていること。
- イ 委託者が実施する調査に協力する意思があること。

〔上記の要件を満たしていても対象とならない者〕

上記の要件に該当したとしても、専門学校等が授業料を全額免除することにより専門学校等に対して支払う授業料が存在しない者、及び外国人留学生は対象にならない。

【生徒が在籍する専門学校等（協力校）の要件】

- ア 私立専修学校専門課程（専門学校）または高等課程（高等専修学校）であること ※ただし、営利を目的とした法人が設置した専門学校等を除く
- イ 職業人材の育成を目的としていること（専門学校の場合のみ）
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること（当該制度に基づき協力者が授業料減免を受けている必要がある）
- エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校等が実施する経済的支援の概要及び支援総額を、原則として当該専門学校等の web ページにより公表していること（いずれも、事業実施年度を含めた過去5年分。事業実施年度の支援総額については予算額で可。）

※経済的支援を本実証事業実施年度から新たに実施する場合や、実施している期間が5年に満たないなどの場合には、経済的支援の概要及び支援総額については、実施期間分の情報を公表すること。

- オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校等の web ページにより公表していること

- ⑥ 学校評価（自己評価）を実施し、その結果を、原則として当該専門学校等の web ページにより公表していること（自己評価については、生徒が支援を受けようとする年度の前年度中に実施され公表している必要がある）

【経済的支援を実施するに当たって特に留意する点】

本委託事業において実施する経済的支援については、生徒個人に対するものであり、専門学校等に対する支援ではない。

このため、本事業における支援金を生徒が受給することを理由として、専門学校等が定めていた授業料減免の減免額を減少させ、本事業における支援金を専門学校等の授業料減免減少分に充てることで、支援金の受給対象となる生徒が負担する授業料の減額分が結果的に変わらないなど、支援金が実質的に専門学校等の運営費に充てられていると判断されるような事態が生じることがないように、受託者においては、専門学校等に対して十分注意を促すこと。

（3）基礎データの収集

受託者の域内に設置されている全ての専門学校等から、基礎データの収集を実施する。収集するデータの項目については、別途、提示する。

III 調査研究機関が実施する委託業務

（1）基礎データの分析・検証

経済的支援の実施の有無による効果の分析・検証をするために実施する基礎データの収集については、協力者・協力校に対する調査とともに、上記Ⅱの（3）で収集したデータの分析を実施する。

調査項目や手法については、昨年度までの事業による調査との継続性も踏まえて、委託者と協議の上決定すること。

《調査項目（例）》

授業料等の生徒納付金額／中途退学者数／学校評価の実施状況／専門学校独自の経済的支援の実施状況／経済的に修学困難な生徒数／就職状況／資格取得状況 等

IV 委託経費の使途

別紙のとおり。